

令和3年度 事業計画

当協会は、膜構造に関する我が国における中核的団体として、膜構造建築物の性能向上や安全性向上を推進し、膜構造を活用した安心で魅力のある空間づくりに貢献することにより、その健全な普及と発展を図るため諸活動を展開する。

令和3年度においては、現下の社会情勢に的確に対応しつつ、新たな展開を含め膜構造の一層の普及に向け、以下の項目に視点を置いて幅広く事業を実施する。

- ① 膜構造建築物の安全性や環境性能など膜構造ならではの魅力のアピール
- ② 膜構造建築物の整備に係る技術の維持向上と関係基準の整備
- ③ 新しい膜材料等を活用した建築物の着実な普及・円滑な供給
- ④ 膜構造建築物等の既存ストックの適切な維持保全
- ⑤ 自然災害、感染症対策など現下の社会環境における諸課題対応への貢献
- ⑥ 膜材料・膜構造建築物の円滑な供給に向けた技術的な支援
- ⑦ 膜構造の普及発展を図るための会員間の交流や関係団体等との連携

1 品質及び技術水準の確保向上（技術向上事業）

- (1) 膜構造用フィルムを活用した膜構造建築物の円滑な整備が図られるよう、引き続き関連する技術指針等の整備を推進するとともにその周知を図る。
- (2) 膜材料等及び膜構造建築物・テント倉庫建築物の品質の確保・向上を図るため、会員が遵守する各種の技術指針等について、必要に応じた見直しを図るとともに、膜施工管理技術者の育成及び登録、膜体加工工場の登録を推進する
- (3) 膜構造建築物等の既存ストックの適切な維持保全を推進するため、膜構造に係る定期点検者の育成及び登録を推進するとともに、定期点検の重要性を周知し実施率の向上を図る。
- (4) 膜材料等の品質確保に関し、第三者機関による性能確認のための試験実施を促進する。
- (5) 空気膜構造建築物を含め、膜構造建築物の一層の普及を図るため、技術の継承に努め必要に応じ指導助言を行う。

2 技術発展のための調査研究の推進（調査研究事業）

- (1) 建築基準法旧38条に基づく建設大臣認定により、当協会の審査を経て建築された膜構造建築物が、その廃止に伴い告示化（国土交通省告示第666号、667号など）された際に制限が加えられたことを踏まえ、その後の研究開発の進展や膜構造の普及を背景に、定型的に性能を評価することが出来る範囲の見直しに向けた調査研究を行う。
- (2) 膜材料・膜構造建築物の一層の普及、新たな膜材料の円滑な供給を図るため、膜材料・膜構造に係る基準の整備・見直しに係る調査研究を引き続き推進する。

- (3) 近年の台風などの自然災害における膜構造建築物の被害状況等の調査を行い、安全性向上に向けた調査研究を行うとともに、災害時等における膜構造建築物の貢献についても調査研究を実施する。
- (4) 膜構造の特性を活かした美しいデザイン、構造方法、ディテール等のあり方について、設計者等と連携して調査研究を実施する。
- (5) 膜構造の技術の発展と情報発信のため編纂してきた、「膜構造研究論文集」を「膜構造ジャーナル」として、一層幅広い研究成果を集めるとともに、会員等が技術情報の発信を積極的に行う媒体として編集する。
- (6) 膜種別毎の膜材料等の出荷実績、用途別・膜種別毎の膜構造建築物・膜天井等の事業実績に係るフローデータを整備するとともに、全国各地域における膜構造建築物等のストックデータを整備する。
- (7) 当協会が行ってきた既往の研究成果を、会員の事業展開に活用するとともに、膜材料・構造の一層の普及を図るため、積極的に協会ホームページなどにおいて公開していく。

3 普及情報事業の推進（技術情報事業）

- (1) 会員の資質の向上に資するため、膜構造等を取り巻く社会の要請、関連する最新の技術等に関する講演会、セミナー等を開催する。
- (2) 会員の技術の維持向上等を図るため、技術情報の会員への周知、会員向けの施設見学会、説明会等を開催する。
- (3) 膜構造の一層の普及を図るため、関係団体と連携し設計者、地方公共団体等の担当者等を対象とした見学会、講習会等を実施する。
- (4) 膜構造、膜材料等に係る情報発信、技術の維持向上等に係る協会の活動等の情報発信等を図るため、解説書等の刊行、ホームページ、メールニュースなどにおいて最新の情報提供を行う。
- (5) 協会及び会員の業務の向上に資するため、（一財）日本建築センター、（一財）建材試験センター、IFAI Japan、日本テントシート工業組合連合会等の関係団体との連携を図る。

4 性能評価等の行政代行事業等の実施

- (1) 新たに開発された膜材料等の着実な供給、大規模な膜構造建築物等の円滑な整備を図るため、指定性能評価機関として性能評価事業を適切に実施する。
- (2) 定型的なテント倉庫建築物、膜構造建築物の円滑な整備を支援するため、指定認定機関として型式適合認定事業を適切に実施する。
- (3) 膜構造に関する新たな技術開発、製品開発等による膜構造建築物等の整備の実現を支援するため、協会の有する豊富な実績と能力を基とした技術審査事業を適切に実施する。

5 会員及び協会の発展・向上に向けたその他の事業

- (1) 指定性能評価機関・指定認定機関として、公平性に留意しつつ会員の拡大を図るとともに会員間の連携の推進、交流・親睦を図る。

- (2) 膜構造や膜材料を取り巻く課題の把握、会員種別等に応じた課題の把握に努め、必要に応じ関係機関等との協議・調整を行う。
- (3) 建築士事務所団体等、関係団体との連携により円滑・確実に協会活動を推進するとともに、諸団体等との交流を通じ一層の普及を図る。
- (4) 海外諸団体との交流等を促進し、我が国の膜構造の発展、会員の事業展開の推進に資する。